

## 第 8 号議案

### 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスにおける 応募者の地位の承継について (案)

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスへ応募した電気供給事業者 1 社から、送配電等業務指針第 40 条第 5 項に基づき、別紙 1 により応募者の地位の承継の申し出があった。今回の申し出は、応募内容の変更が無いこと及び地位の承継により新たに応募者となる者は、以下のとおり、本機関が業務規程第 59 条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していることから、応募者の地位の承継を認めることとする。

#### 1. 地位の承継により新たに応募者となる者が費用負担の意思及び財務的能力を有していることの確認

##### (1) 費用負担の意思の確認

地位の承継により新たに応募者となる者は、費用負担の意思表明書により、本機関が業務規程第 59 条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を表明している。

##### (2) 費用負担の財務的能力を有していることの確認

地位の承継により新たに応募者となる者について、財務的能力を証する資料として提出された資料を基に、別紙 2 で財務的能力を有していることを確認した。

なお、地位の承継により新たに応募者となる者は、当該地点で応募していた事業者の子会社であり、当該地点で応募していた事業者からの資金調達を予定している。

以上

#### 【添付資料】

別紙 1 : 広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする  
電気供給事業者の募集に対する応募者の地位の承継について

別紙 2 : 地位の承継により新たに応募者となる者が費用負担の財務的能力を有していることの確認結果